

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院保険金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

アイアル少額短期保険株式会社（代表取締役社長 安藤 克行）では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院保険金等のお支払対象とする特別取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、**2022年9月26日（月）以降**の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象について以下のとおりとします。

<p>＜「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象＞</p> <p>2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の方 ・ 入院を要する方 ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ・ 妊娠されている方 	
---	--

なお、全国的に現状の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」といいます）上の運用が変更される2022年9月25日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまで通りの対応を継続します（ご請求の時期が2022年9月26日（月）以降であってもお支払対象です）。

＜参考＞新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		陽性診断日が 9月25日（日）以前	陽性診断日が 9月26日（月）以降
		入院された場合	○ お支払対象
宿泊療養・自宅療養 された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

■ 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

入院保険金は本来、「①医師による治療または柔道整復師による施術が必要であり、かつ自宅等での療養が困難（以下、「入院が必要な状態」）」「②病院または診療所に入ること」「③常に医師または柔道整復師の管理下において治療に専念する」という条件を全て満たすことによってお支払いすることになっております。（下記の約款上の「入院」の定義をご参照ください）

＜約款上の「入院」の定義＞（医療保険および新医療保険の場合）

医師による治療または柔道整復師による施術が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療に専念することをいいます。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、約款の柔軟な解釈・適用により、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別取扱いを開始しました。

しかしながら、新型コロナウイルスの発症状況が変化しつつあり、必ずしも入院を必要としない軽症・無症状の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。こうした状況変化を踏まえ、今後は、重症化リスクの高い方の宿泊・自宅療養を「みなし入院」による入院保険金のお支払対象とすることとします。

なお、今後、発生届の対象とならない方につきましては、入院の必要性（入院が必要な状態にあるか）や今般の政府における措置等に鑑み、みなし入院のお支払いの対象外となります。

また、医療機関や保健所等の負担軽減のため、9月2日から宿泊療養・自宅療養による保険金請求時に医療機関や保健所等が発行する療養証明書を原則求めず、療養証明書以外の代替書類にて柔軟にお取扱いする対応に変更しております。

※上記内容は9月16日時点の情報であり、今後法令の改正等がなされた場合には必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞

アイアル少額短期保険株式会社 業務部

TEL : 03-5645-2111